

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称
(略)	高圧ガス保安法	令第十八条第二項第一号の規定による高圧ガス製造圧ガス製造保安責任者試験の実施	乙種化学責任者免状に係る試験 九、三〇〇円(情報通信技術を用いた行政法の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、八、八〇〇円)	(略)	高圧ガス保安法	令第十八条第二項第一号の規定による高圧ガス製造圧ガス製造保安責任者試験の実施	乙種化学責任者免状に係る試験 九、三〇〇円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、八、八〇〇円)

(広島県税条例の一部改正)

第二条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>（環境性能割の申告納付） 第百十四条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（環境性能割の申告納付） 第百十四条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。</p> <p>5（略）</p>

（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正）

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>九の七 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) 法第八条第二項の規定による出頭の免除</p> <p>(5)―(7) (略)</p>	市町	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>九の七 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) 法第八条第三項の規定による出頭の免除</p> <p>(5)―(7) (略)</p>	市町
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(旅券法関係)</p> <p>七の二 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第八条第二項の規定による適当な方法による一般旅券の交付</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	市町	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(旅券法関係)</p> <p>七の二 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第八条第三項の規定による適当な方法による一般旅券の交付</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	市町

(広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第四条 広島県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)</p> <p>第八条 法第七十四条に規定する手続等について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条から第九条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。</p>	改正前
<p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)</p> <p>第八条 法第七十四条に規定する手続等について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条から第九条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第八条 法第七十四条に規定する手続等について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。